

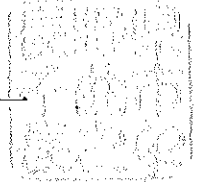
千曲市訓令第1号

本 庁  
出先機関

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

千曲市長 小 川 修



行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令

(千曲市文書取扱規程の一部改正)

第1条 千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 人権・男女共同参画課 人権 人権・男女共同参画課 人権  
感染症対策室 感染  
」を 「 に、

「 観光交流課 観 観光課 観  
ふるさと振興課 ふる  
」を 「 に

改める。

別表第3市協の項中

「 

地域振興
------

 「 

地域コミュニティ
----------

 」を 「 に改め、同表情報の項中

「 

情報政策
------

 「 

システム管理	DX推進
--------	------

 」を 「 に改め、同表福祉の項中

「 

福祉監査	生活保護	身体障害福祉	知的障害福祉	老人福祉
------	------	--------	--------	------

 」を

「 

地域福祉	生活支援	身体障害福祉	知的障害福祉
------	------	--------	--------

 」に改め、同表人権の項の次に

次のように加える。

感染	庶務	感染 症対 策										
----	----	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3観の項中

「

観光	誘客推 進	千曲ブ ランド
----	----------	------------

「

観光誘 客		
----------	--	--

」を

」に改め、同

項の次に次のように加える。

ふる	庶務	移住定 住推進	ふるさ と納税 推進									
----	----	------------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(千曲市災害対策本部規程の一部改正)

第2条 千曲市災害対策本部規程(平成15年千曲市訓令第12号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表中

「

統括者 総務部長	室長・部長等 となる本部員
	本部室 危機管理防 災課長
	総務部 総務課長

「

	室長・部長等 となる本部員
統括者 危機管理 防災担当 部長	本部室 危機管理防 災課長
統括者 総務部長	総務部 総務課長

」を

」に、

地域振  
興班  
  
地域  
振興  
係長

地域コ  
ミュニ  
ティ班  
地域  
コミ  
ュニ  
ティ  
係長

」を 」に、

情報政策部 情報政策課 長	情報政 策班 情報 政策 係長	同左係員
---------------------	-----------------------------	------

」を

情報政策部 情報政策課 長	システ ム管理 班 シス テム 管理 係長	同左係員
	D X 推 進班 D X 推進 係長	同左係員

」に、

統括者 健康福祉 部長	福祉部 福祉課長	庶務班 庶務 係長	同左係員
		福祉監 査班 福祉 監査 係長	同左係員
		保護班 保護 係長	同左係員

」を

統括者 健康福祉 部長 副統括者 保健予防 担当部長	福祉部 福祉課長	地域福 祉班 地域 福祉 係長	同左係員
		生活支 援班 生活 支援 係長	同左係員

」に、

健康推進 部 健康推 進課長	国保医 療班 国保 医療 係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に 関すること。 2 飲料水に関すること。 3 飲料水浄化装置の運用に関 すること。
	予防保 健班 予防 保健 係長	同左係員	

	保健センター 母子保健班 母子保健係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 医師会との連絡調整に関すること。 3 医薬品等の調達、確保に関すること。 4 医療、助産の補助に関すること。 5 防疫に関すること。 6 衛生対策に関すること。
	保健センター 保健事業推進班 保健事業推進係長	同左係員	
	保健センター 健康増進班 健康増進係長	同左係員	
人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画課長	人権・男女共同参画班 人権・男女共同参画係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 同和地区の被害調査に関すること。 3 施設被害状況調査に関すること。 4 利用者の避難に関すること。 5 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関すること。

」を

健康推進部 健康推進課長	国保医療班 国保医療係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。 2 医師会との連絡調整に関すること。
-----------------	-----------------	------	--------------------------------------------

	予防保健班 予防保健係長	同左係員	3 医薬品等の調達、確保に関する こと。 4 医療、助産の補助に関する こと。 5 防疫に関すること。
	保健センター 母子保健班 母子保健係長	同左係員	6 衛生対策に関すること。 7 飲料水に関すること。 8 飲料水浄化装置の運用に関 すること。
	保健センター 保健事業 推進班 保健事業 推進係長	同左係員	
	保健センター 健康増進 班 健康増進 係長	同左係員	
人権・男女 共同参画 部 人権・男 女共同 参画課 長	人権・男女 共同参画 班 人権・男 女共同 参画係 長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に 関すること。 2 同和地区の被害調査に関す ること。 3 施設被害状況調査に関する こと。 4 利用者の避難に関するこ と。 5 所管施設に係る避難所の開 設及び運営に関すること。
感染症対	感染症対		1 本部長の命ずる応急対策に

	策部 感染症 対策室 長	策班 感染症 対策係 長	同左係員	関すること。 2 医師会との連絡に関するこ と。 3 防疫に関すること。 4 衛生対策に関すること。
--	-----------------------	-----------------------	------	----------------------------------------------------------------

」に、

あんず 保育園 班 あん ず保 育園 長	同左係員
雨宮保 育園班 雨宮 保育 園長	同左係員

あんず の里保 育園班 あん ずの 里保 育園 長	同左係員
------------------------------------------------	------

」を

」に、

統括者 経済部長
-------------

統括者 経済部長 副統括者 ふるさと 振興担当 部長
-------------------------------------------

」を

」に、



観光部 観光交流課長	観光班 観光係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 観光地の災害対策に関する事。 3 観光客の避難及び対策に関する事。
	誘客推進班 誘客推進係長	同左係員	
	ブランド・交流班 ブランド・交流係長	同左係員	

」を

観光部 観光課長	観光誘客班 観光誘客係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 観光地の災害対策に関する事。 3 観光客の避難及び対策に関する事。
ふるさと 振興部 ふるさと振興課長	移住定住推進班 移住定住推進係長	同左係員	1 本部長の命ずる応急対策に関する事。 2 観光部の補助に関する事。
	ふるさと納税推進班 ふるさと納税推進係長	同左係員	

」に、

上下水道部 上下水道課 長	管理班 管理 係長
	下水道 班 下水 道係長
	上水道 班 上水 道係 長
地域開発推進 部 地域開発推 進室長	地域開 発推進 班 開発 推進 係長

上下水道部 上下水道課 長	管理班 管理 係長
	下水道 班 下水 道係長
	上水道 班 上水 道係 長
地域開発推進 部 地域開発推 進室長	開発推 進班 開発 推進 係長

」を

」に、

スポーツ 振興部 スポー ツ振興 課長	スポーツ 振興班 スポー ツ振興 係長	同左係員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に 関すること。</li> <li>2 施設被害状況調査に關する こと。</li> <li>3 利用者の避難に關すること。</li> <li>4 所管施設に係る避難所の開 設及び運営に關すること。</li> </ol>
---------------------------------	---------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」を

スポーツ 振興部 スポー ツ振興 課長	スポーツ 振興班 スポー ツ振興 係長	同左係員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命ずる応急対策に 関すること。</li> <li>2 社会体育施設の被害状況調 査に關すること。</li> <li>3 利用者の避難に關すること。</li> </ol>
---------------------------------	---------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施設整備班		4 所管施設に係る避難所の開設及び運営に関すること。
施設整備係長	同左係員	
国民スポーツ大会準備班		
国民スポーツ大会準備係長	同左係員	

」に改める。

(千曲市観光振興推進会議規程の一部改正)

第3条 千曲市観光振興推進会議規程(平成18年千曲市訓令第2号)の一部を次のように改正する

第6条中「経済部観光交流課」を「経済部観光課」に改める。

(千曲市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第4条 千曲市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成25年千曲市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第10条中「健康福祉部健康推進課」の次に「又は同部感染症対策室」を加える。

別表中

「

本部室 室長 (総務部長)	本部室班 (危機管理防災課長)
副室長 (健康福祉部長)	<健康推進課長>
	<総務課長>
	<秘書広報課長>

」を

「

本部室 室長 (総務部長)	本部室班 (危機管理防災課長)
副室長	<健康推進課長>
	<感染症対策室長>

(健康福祉部長)	<総務課長>
(危機管理防災担当部長)	<秘書広報課長>
(保健予防担当部長)	

」に、

総務部 (総務部長)
企画政策部 (企画政策部長)

総務部 (総務部長)
(危機管理防災担当部長)
企画政策部 (企画政策部長)

」を

」に、

健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班 (福祉課長)
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)
	健康推進班 (健康推進課長)
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)

」を

健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班 (福祉課長)
(保健予防担当部長)	高齢福祉班 (高齢福祉課長)
	健康推進班 (健康推進課長)

	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画 課長) 感染症対策班 (感染症対策室長)
--	--------------------------------------------------------

」に、

経済部 (経済部長)	産業振興班 (産業振興課長) 農林班 (農林課長) 観光交流班 (観光交流課長)
---------------	---------------------------------------------------------

」を

経済部 (経済部長) (ふるさと振興担 当部長)	産業振興班 (産業振興課長) 農林班 (農林課長) 観光班 (観光課長) ふるさと振興班 (ふるさと振興課長)
-----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。